

第15回 定例総会議事録

1. 日 時	令和4年6月10日（金）午後3時15分招集
2. 場 所	市役所本庁舎8階 801会議室
3. 出席委員	
14名	1番 朝末野 清 2番 阿部 清 3番 大野 功二 4番 平山 孝行 5番 得丸 芳昭 6番 齊藤 耕一 7番 秋吉 和行 8番 加藤 隆生 9番 齊木 清範 10番 長尾 栄作 11番 脇 文夫 12番 筒井 昌一 13番 二宮 ナミ子 14番 中園 公雄
4. 欠席委員	
なし	
5. 事務局	事務局職員 4名
事務局	ただいまより第15回定例総会を始めさせていただきます。まず始めに朝末野会長からご挨拶をお願いいたします。
	(あいさつ)
事務局	それでは大分市農業委員会総会規則第3条の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、会長に議長をお願いいたします。
議長	それでは、第15回定例総会を開会いたします。 本日の出席者は14名、欠席者はありません。農業委員会等に関する法律第27条第3項に定められている過半数を満たしています。 次に、議事録署名委員及び書記の指名を行います。議長から指名させて頂いてよろしいでしょうか。
委員一同	異議なし

議長	<p>それでは、議事録署名委員に4番平山委員さん、10番長尾委員さん、書記は事務局の今田さんをお願いします。</p>
	<p>まず、1ページ 第1号議案 農地法第3条許可申請についてです。1番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
11番協委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分療育センターより西へ約800mの距離に位置した農地であり、現地は耕起された状態でした。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地において水稻を栽培予定です。農機具はトラクター、田植機、コンバインを各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約49a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ2番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
11番協委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分療育センターより北へ約600mの距離に位置した農地であり、現地は耕起された状態でした。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地において露地野菜を栽培する予定です。農機具はトラクター、田植機を各2台、コンバイン、ハロー、乾燥機、軽トラックを各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約</p>

	<p>50a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
5番得丸委員	<p>面積に対して所有農機具の数が多いように思いますが。</p>
事務局	<p>父親が持っている農機具が含まれています。</p>
議長	<p>他にありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ、2ページ 3番について、野津原地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
6番齊藤委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立野津原中学校より、2筆は東に約300mの距離に位置し、その他は東に約600m以内に点在した農地です。4筆は露地野菜、1筆はクリ、1筆はカキが植えられ、1筆は保全管理、1筆は耕起され、その他は水稻の植え付け準備がされていた。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は新規就農者で、申請地において水稻、露地野菜、クリ、カキを栽培予定です。農機具はトラクター、コンバイン、田植機、乾燥機を各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約156a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>

委員一同	ありません。
議長	なければ、3ページ 4番について、野津原地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
6番齊藤委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、野津原市民センターより南東へ約1kmの距離に位置した農地であり、1筆はクリが植えられ、1筆は保全管理されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は申請地においてクリ、露地野菜を栽培予定です。農機具はトラクターを5台、コンバインを2台、草刈機を3台所有しています。トラクターが多いですが、畜産農家のため畜産関係で3台使用、家に近い農地で1台使用、少し離れた農地で1台使用しているとのこと。なお、契約成立後の経営面積は約51aとなります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか
委員一同	ありません。
議長	なければ4ページ 1番について、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
9番齊木委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立吉野小学校より東へ約300mの距離に位置した農地であり、現地は露地野菜が栽培されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地において露地野菜を栽培予定です。農機具は草刈機を3台、耕運機を2台、トラクター、田植機を各1台</p>

	<p>所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約33a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ5ページ 1番について、坂ノ市地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
3 番大野委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立坂ノ市小学校より東へ1.9 k mの距離に位置した農地であり、現地は保全管理の状態でした。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地において水稻を栽培予定です。農機具はトラクターを3台、草刈機を2台、移植機を1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約474a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ6ページ 1番について、鶴崎地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
5 番得丸委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立別保小学校より北東へ約670mの距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。譲受人の経営状</p>

	<p>況・営農計画です。譲受人は、申請地において水稻を栽培予定です。農機具は軽トラック、コンバイン、耕運機、管理機を各2台、トラクター、田植機を各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約63aとなります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ7ページ 農地法第5条許可申請 1番について、野津原地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
6番齊藤委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、野津原市民センターの東約500mに位置する農地であり、現地は保全管理の状態でした。転用者の状況です。本申請は、宅地建物取引業等を営む法人が建売住宅として利用するものです。農地区分です。申請地は、野津原市民センターからおおむね500m以内の区域内にある農地であるため、第2種農地に該当します。</p> <p>地区審議会で審議したところ、譲受人である会社が過去に無断転用していたことがあるとの理由から、今回の申請は不許可相当となりました。</p>
事務局	<p>事務局より、補足の説明をします。</p> <p>不許可と判断した理由についてです。譲受人が令和2年の12月に農地法第5条許可を受けた案件があり、飲食の店舗を造るという申請内容でしたが、現在7区画の分譲住宅として施工されている状態です。5条の許可は転用計画通りに転用することという条件があり、計画変更する場合は改めて転用許可を受ける必要があります。譲受人には、変更許可申請をするように指導していますが、現時点で申請がなされておりません。今</p>

	<p>後変更があった土地について申請があり、審議後に許可となれば、改めて今回の申請地の申請を行い審議することになります。</p> <p>よって、前回申請の転用が計画通りに完了しておらず、信用面で欠けるため今回の申請は不許可相当となりました。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ8ページ 1番について、佐賀関地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
14番中園委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立神崎中学校の西約150mに位置する農地であり、現地は保全管理の状態でした。転用者の状況です。本申請は、土木事業等を営む法人が資材置き場及び駐車場用地として利用するものです。農地区分です。申請地は、JR 幸崎駅のおおむね500m以内の区域にある農地であるため、第2種農地に該当します。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ9ページ 1番について、鶴崎地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
12番筒井委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立松岡小学校の北西約370mに位置する農地</p>

	<p>であり、現地は保全管理の状態でした。転用者の状況です。本申請は、自治会が山車倉庫及び駐車場として利用するものです。農地区分です。申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、第1種農地に該当します。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>これまでの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ、第1号議案について採決します。</p> <p>第1号議案について、7ページ 1番は不許可とし、その他は許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、第1号議案について、農地法第3条許可申請は許可することとし、第5条許可申請は7ページ 1番は不許可相当、8ページ 1番と、9ページ 1番は許可相当とします。</p> <p>次に、10ページ 第2号議案 農業経営基盤強化促進法第15条第4項に基づく農用地利用集積計画の策定要請について審議します。</p> <p>1番について、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
10番長尾委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大南市民センターより南東へ約400mの距離に位置した農地であり、現地はサツマイモが栽培されていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は認定農業者で、申請地ではサツマイモを栽培予定です。農機具は畝立て機、収穫機、マルチ回</p>

	<p>収機、蔓切り機、トラクターを各1台借用しています。利用権設定後の経営面積は約232a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ、第2号議案について採決します。</p> <p>第2号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、第2号議案は承認します。</p> <p>次に、11ページ 第3号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画作成のための審議を行います。1番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
8番加藤委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立植田西中学校より約300m以内に点在した農地であり、現地は耕起されていきました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は新規就農者で、申請地では水稻を栽培予定です。農機具はトラクター、田植機、コンバイン、草刈機を各1台所有しています。利用権設定後の経営面積は同時申請分を併せて約67a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。</p>

議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ2番について、野津原地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
7番秋吉委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、今市連絡所より南西へ約300mの距離に位置した農地であり、現地は野菜、果樹が植えられていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は新規就農者で、申請地ではタマネギ、ブドウ、トウモロコシを栽培予定です。農機具はトラクター、田植機、コンバイン、草刈機を各1台所有しています。利用権設定後の経営面積は同時申請分を併せて約67a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。</p>
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ12ページ 3番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
8番加藤委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。申請地は、大分市立植田西中学校より南へ約400mの距離に位置した農地であり、現地は水稻の植え付け準備がされていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は、申請地では水稻の栽培を予定しています。農機具はトラクター、コンバイン、田植機、播種機を各1台、草刈機を4台所有しています。利用権設定後の経営面積は約63a となり</p>

	<p>ます。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ4番について、野津原地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
6番齊藤委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、野津原市民センターより北東へ約500mの距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は、申請地では水稻を栽培予定です。農機具はトラクター、コンバイン、田植機を各1台、乾燥機、草刈機を各2台所有しています。利用権設定後の経営面積は約135a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ13ページ 1番について、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
10番長尾委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立上戸次小学校より南へ約1.3km の距離に位</p>

	<p>置した農地であり、現地は耕起されていきました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は新規就農者で、申請地ではモリンガを栽培予定です。農機具は、トラクター、小型ユンボを各1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約14a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。</p>
7番秋吉委員	モリンガとはどのような作物ですか。
事務局	<p>日本名ではワサビの木と言われており、近年は美容や健康のサプリメントの原料として使われ、葉から根まで加工が可能です。</p> <p>借受人に、昨日の大南地区の地区審議会に出席いただき、説明を受けました。生葉と粉末にしたもの等をサプリメントとしてインターネットで販売するなど6次産業にも取り組んでいるそうです。原産地はインドが多く、暑いところでの栽培が多いとのことで、国内では19年前に熊本の天草の方が初めて取り入れ、現在では鹿児島、宮崎、熊本などでも栽培されており、大分では3軒の農家が栽培しているとのことです。栽培方法は、芽が出るまで水をやる以外は、ほとんど手がかからないそうです。木の高さは高くなりますが、1年毎に伐根し、毎年植え替えるとのことです。</p>
議長	他にありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ14ページ 1番について、坂ノ市地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
3番大野委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立丹生小学校より南へ約700mの以内に点在

	<p>した農地であり、現地は耕起されていきました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は、申請地では水稻を栽培予定です。農機具は、トラクター、田植機、コンバイン、軽トラックを各1台、草刈機を2台所有しています。利用権設定後の経営面積は約57a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。</p>
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ2番について、坂ノ市地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会で意見を報告してください。
3番大野委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立丹生小学校より南東へ約700m以内に点在した農地であり、現地は耕起されていきました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は、申請地では水稻を栽培予定です。農機具はトラクター、コンバイン、田植機、軽トラック、乾燥機を各1台、草刈機を3台所有しています。利用権設定後の経営面積は約67a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。</p>
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、次の15ページ 3番は平山委員の案件となりますので、平山

	<p>委員さんは一旦、退室をお願いします。</p> <p>(平山委員 退室)</p>
議長	<p>では、佐賀関地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
14番中園委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立神崎中学校より南へ約1kmの距離に位置した農地であり、現地は耕起されていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は申請地では水稻を栽培予定です。農機具はトラクターを2台、草刈機を3台、コンバイン、田植機を各1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約186aとなります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ、15ページ 3番について採決します。</p> <p>本件について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、15ページ 3番は承認することとします。平山委員さんは着席をお願いします。</p> <p>(平山委員 着席)</p>

議長	次に16ページ 1番について、大分地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
13番二宮委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、西部スポーツ交流広場より南東へ約1.1kmの距離に位置した農地であり、現地はハウスが建っていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は新規就農者で、申請地ではハウスでイチゴを栽培予定です。農機具はネギ用管理機を1台所有、小型管理機、加温機を各1台借用予定です。利用権設定後の経営面積は約11aとなります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。</p>
議長	これまでの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	<p>なければ、採決した15ページの3番を除く、第3号議案について採決します。</p> <p>第3号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、第3号議案は承認します。</p> <p>次に、17ページ 第4号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画作成、及び農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に基づく農用地利用配分計画作成のための審議を行います。説明は事務局からお願いします。</p>
事務局	17ページ 1番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通

	<p>りです。現地調査報告です。申請地は、原村地区に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。配分先の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に水稻を栽培する認定農業者で、申請地では水稻の栽培を計画しています。契約成立後の経営面積は約584a となります。</p> <p>18ページ 2番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、原村、廻栖地区に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。配分先の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に水稻を栽培する農業者で申請地では水稻の栽培を計画しています。契約成立後の経営面積は約295a となります。</p> <p>19ページ 1番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、上戸次地区に位置した農地であり、現地は鉄骨ハウスが建っていました。配分先の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じでの3者契約です。配分先は主に多肉植物を栽培する法人で、申請地では多肉植物の栽培を計画しています。契約成立後の経営面積は約41a となります。</p> <p>議長 次の19ページ 2番は阿部委員さんの案件になりますので、阿部委員さんは一旦、退室をお願いします。</p> <p>(阿部委員 退室)</p> <p>事務局 2番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、備後地区に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。配分先の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主にニラを栽培する認定農業者で、申請地ではニラの栽培を計画しています。契約成立後の経営面積は約439a となります。</p>
--	---

議長	ただいまの報告地について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、19ページ 2番について採決します。 本件について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、19ページ 2番は承認することとします。 では阿部委員さんは着席をお願いします。 (阿部委員 着席)
議長	では、20ページ 1番について、事務局より説明してください。
事務局	土地の表示、申請者、権利等は議案の通りです。前回と同内容での再設定となっています。 各地区審議会で審議していただいたところ、承認相当との意見でした。
議長	これまでの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、採決した19ページ 2番を除く、第4号議案について採決します。 第4号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)

議長	<p>全員賛成ですので、第4号議案は承認します。</p> <p>次に21ページ 第5号議案 非農地証明願 1番について、事務局より報告してください。</p>
事務局	<p>21ページ 1番です。土地の表示、願人等については議案の通りです。証明内容は1978年頃から自治区のグラウンドとして利用していたとのことです。現地調査報告です。申請地は、野津原市民センターより北西へ約2kmの距離に位置した農地であり、現地は自治区のグラウンドとして利用されていました。</p> <p>地区審議会で審議していただいたところ、非農地相当であるとの意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>2番について、事務局より報告してください。</p>
事務局	<p>2番です。土地の表示、願人等については議案の通りです。証明内容は1992年から耕作放棄により原野化しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、野津原市民センターより南へ約1.2kmに位置した農地であり、現地は原野化していました。</p> <p>地区審議会で審議していただいたところ、非農地相当であるとの意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ、22ページ1番について事務局より報告してください。</p>

事務局	<p>22ページ 1番です。土地の表示、願人等については議案の通りです。証明内容は1945年頃より耕作放棄により山林及び原野化しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、大分市立吉野小学校より北西へ約1.1kmの距離に位置した農地であり、1筆は畑として保全管理されており、その他は山林及び原野化していました。したがって、地区審議会で審議したところ、保全管理されている1筆は非農地に該当せず、その他の筆は非農地相当であるとの意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ23ページ 1番について、事務局より報告してください。</p>
事務局	<p>土地の表示、願人等については議案の通りです。証明内容は2008年頃より耕作放棄による山林化及び大分市都市公園として利用しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、JR 滝尾駅より南へ約150mに位置した農地であり、現地は山林化及び公園用地として利用されていました。</p> <p>地区審議会で審議したところ、非農地相当であるとの意見でした。</p>
議長	<p>これまでの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ、第5号議案について採決します。</p> <p>第5号議案について、22ページ 1番の1筆は非農地に該当せず、その他については非農地決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>

	(全員挙手)
議長	<p>全員賛成ですので、第5号議案は22ページ 1番の1筆は非農地に該当しないものとし、その他は非農地決定いたします。</p> <p>次に24ページ 第6号議案 農業振興地域整備計画の変更に係る農地転用計画事前協議 1番について、野津原地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
6番齊藤委員	<p>申請地の地番。地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立野津原小学校の北西約360mに位置する農地であり、現地は保全管理の状態でした。転用者の状況です。本申請は、駐車場用地として利用するものです。農地区分です。申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にあるため、農振解除後は第1種農地に該当します。</p> <p>地区審議会で審議したところ、承認相当との意見でした。</p>
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ25ページ 1番について、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
10番長尾委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立判田中学校の北西約1.2kmに位置する農地であり、現地は保全管理の状態でした。転用者の状況です。本申請は、分家住宅として利用するものです。農地区分です。申請地は、農地の広がりもなく、効率的な営農に適さない農地であるため、農振解除後はその他2種農地に該当します。</p> <p>地区審議会で審議したところ、承認相当との意見でした。</p>

議長	これまでの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、第6号議案について採決します。 第6号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、第6号議案は承認します。 次に、26ページ 第7号議案 空き家に付属した農地指定について審議を行います。 大南地区の委員さんは、現地の状況の報告と地区審議会での意見を報告してください。
9番齊木委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地の状況です。申請地は、大分市立竹中小学校より北西へ約1.3kmの距離に位置した農地であり、現地は膝丈程度の雑草が生えていました。また今後、ふじが丘山手2丁目在住の所有者による維持管理も見込めない状態でした。 地区審議会で審議したところ、指定相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、第7号議案について採決します。 第7号議案について、指定することに賛成の方は挙手をお願いします。

	(全員挙手)
議長	<p>全員賛成ですので、第7号議案は空き家に付属した農地に指定します。</p> <p>次の、27ページからの第8号議案 報告事項について、事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>27ページから30ページです。農地法第3条の3届出で、相続または時効取得により農地を取得した届出が、合計で6件出ています。</p> <p>次は31ページです。農地法第4条第1項第8号届出で、市街化区域内農地を所有者自身が転用する届出が、合計8件出ています。</p> <p>最後は32ページから35ページです。農地法第5条第1項第7号届出で、市街化区域内の農地において権利移動を伴う転用の届出が、合計で37件出ています。</p>
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、その他協議事項について事務局からお願いします。
事務局	特にありません。
議長	<p>以上で定例総会に提出されている議案はすべて終了しました。</p> <p>その他で何かありませんか。</p>
委員一同	ありません。
議長	なければ、これで第15回定例総会を閉会します。